



TNY India Newsletter

2023/10/16
No.3

CONTENTS

- 1 はじめに
- 2 改正競争法について
- 3 2023年9月・10月の主な法律・規則、ガイドライン等の改正・制定情報
- 4 編集後記

はじめに

本ニュースレターでは、法律・規則等の改正・制定情報や日系企業様に関係するインド法の概要を紹介させていただきます。今月号では、9月・10月の法律・規則等の改正・制定情報と今年の4月11日に成立した改正競争法の概要についてご紹介いたします。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマのご要望がございましたら、shumpein@tnygroup.biz までご連絡頂けますと幸いです。

2023年改正競争法 (THE COMPETITION (AMENDMENT) ACT, 2023)

インドにおけるM&Aや取引先との契約等の場面で競争法の規制に留意する必要があります。2023年改正競争法（以下「改正法」）は2023年3月29日下院で、4月3日に上院で可決され成立しました。改正法は、中央政府が通達により段階的に施行しています（改正法の全ての条文が一度に施行されるわけではありません）。改正法は、2002年競争法（THE COMPETITION ACT, 2002）（以下「本法」）を一部改正する法律となります。

以下、改正法の概要を説明いたします。

1. 企業結合規制（第5条及び第6条）に関する修正

(1) 届出を必要とする企業結合の追加

本法6条1項では、いかなる個人又は企業もインドの関連市場内において競争に著しい悪影響を与える、又は与える可能性のある結合を行ってはならず、そのような結合は無効とする規定しています。そして、結合後の当事会社の資産や売り上げを基準として下記に該当する企業結合についてはインド競争委員（Competition Commission of India）（以下「競争委員会」）に届け出る必要があります。

- インド国内において、取得企業と被取得企業が合計してINR200億を超える資産を有する又は売り上げがINR600億を超える場合
- インド国内外において、取得企業と被取得企業が合計してUSD10億を超える（少なくともインド国内でINR100億）資産を有する又は売り上げがUSD30億を超える（少なくともインド国内でINR300億）場合
- インド国内において、被取得企業が結合後に属するグループの資産がINR800億を超える又は売り上げがINR2400億を超える場合
- インド国内において、被取得企業が結合後に属するグループの資産がUSD40億を超える（少なくともインド国内でINR100億）又は売り上げがUSD120億を超える（少なくともインド国内でINR300億）場合

改正法では、上記資産や売り上げの基準に加えて、下記の通り取引価格が届出の基準として追加されています。

- 企業結合の被取得企業がインド国内で実質的な事業活動を行っている場合、かつ取引価格が INR200億を超える場合

(2) 証券市場における株式取得による企業結合の手続について

競争委員会に対して届出が必要となる企業結合については競争委員会の承認を経なければ実行することができませんでしたが、以下の2点を満たす場合は競争委員会の承認を待たずに証券市場での株式取得の取引を行うことができます。

- 取得の届出が規則で定められた方法かつ期間内に競争委員会に提出されること
- 競争委員会の承認を得るまで取得企業が議決権の行使や配当の受領等の株式に関する権利の行使を行わないこと

2. 制裁金の算定方法の変更

改正法では、本法27条の競争委員会による第3条（反競争的協定）及び第4条（支配的地位の濫用）違反に対する制裁金について、直近3会計年度の売上高の平均又は収入の10%を超えない額の制裁金を命令により科すことできる旨規定しています。

制裁金の算定の基準となる売上高については、本法では「turnover」としか規定されていませんでしたが、改正法では「global turnover」であると追記されましたので、今後、制裁金は違反行為に関連する売上高ではなく違反企業の全ての製品及びサービスに関連する全世界売上高を基準として算定されることとなります。

3. 和解及び確約の手続の導入

(1) 和解 (Settlement) の導入

反競争的協定及び支配的地位の濫用により競争委員会の調査が開始されてから競争委員会の命令が下されるまでは、違反を疑われる企業は手続の和解を競争委員会に対して書面で申請することができます（改正法第48A条1項、2項）。

競争委員会は、違反の性質、重大性、及び影響を考慮した上で、申請者による当該金額の支払い、又は規則で指定される和解の実施及び監視の条件に基づいて、和解の提案に同意することができます（改正法第48A3項）。

和解の内容や効果については、改正法では規定されていませんが違反を疑われる企業が競争委員会に対して和解金を支払うことにより競争委員会の調査等の手続を終了させる、又は制裁を軽減させるものと思われま

(2) 確約 (Commitment) の導入

反競争的協定及び支配的地位の濫用により競争委員会の調査が開始されてから競争委員会の命令が下されるまでは、違反を疑われる企業は手続の確約を競争委員会に対して書面で申請することができます（改正法第48B条1項、2項）。

競争委員会は、違反の性質、重大性、及び影響を考慮した上で、規則で指定される確約の実施及び監視の条件に基づいて、確約の提案に同意することができます（改正法第48B3項）。

確約の内容や効果についても改正法では規定されていませんが、違反を疑われる企業が是正計画を策定し、当該是正を計画の実施を競争委員会と確約することで競争委員会の手続を終了させ、制裁を回避できると解されます。

4. 支配「control」の定義の規定

これまで本法では支配の定義が規定されていませんでしたが、改正法では、支配「control」とは、「経営、業務、又は戦略的な商業上の意思決定に対して重大な影響力を行使する能力を意味する」と定義しています（改正法第6条）。

重大な影響については、競争委員会によりガイドライン等で判断基準が公開されると思われます。

2023年9月に発出された主な法令やガイドライン等の情報（9月1日～10月10日）

Issue Date	Title	Issuing Ministry
1-Sep	Notification dated 01.09.2023 on Limited Liability Partnership (Second Amendment) Rules, 2023.-reg	Ministry of Corporate Affairs
13-Sep	Extension of period of the Company Law Committee	Ministry of Corporate Affairs
25-Sep	Clarification on holding of Annual General Meeting (AGM) and EGM through Video Confercc (VC) or Other Audio Visual Means (OAVM) and passing of Ordinary and Special resolutions by the companies under the Companies Act, 2013 read with rules made thereunder - Extension of timeline	Ministry of Corporate Affairs
29-Sep	The stakeholders are informed that the processing of application forms for the purpose of name reservation and incorporation at the Central Reservation Centre (CRC) is faceless and randomised. The applications if sent for resubmissions are normally not processed by the same official who has processed the application at the first instance. Stakeholders may inform the Ministry in case of any malpractice or irregularity on the part of any official/officer at CRC or any professional with supporting evidences at CVO-MCA@GOV.IN for taking action in accordance with the extent CVC guidelines	Ministry of Commerce and Industry
13-Sep	PM Vishwakarma Scheme	Reserve Bank of India
13-Sep	Responsible Lending Conduct – Release of Movable / Immovable Property Documents on Repayment/ Settlement of Personal Loans	Reserve Bank of India
20-Sep	Data Quality Index for Commercial and Microfinance Segments by Credit Information Companies	Reserve Bank of India
21-Sep	Master Direction - Reserve Bank of India (Prudential Regulations on Basel III Capital Framework, Exposure Norms, Significant Investments, Classification, Valuation and Operation of Investment Portfolio Norms and Resource Raising Norms for All India Financial Institutions) Directions, 2023	Reserve Bank of India
25-Sep	Display of information - Secured assets possessed under the SARFAESI Act, 2002	Reserve Bank of India
30-Sep	₹2000 Denomination Banknotes – Withdrawal from Circulation – Review	Reserve Bank of India
3-Oct	Status of March 31, 2024 for Government transactions through integration with e-Kuber	Reserve Bank of India
6-Oct	Gold Loan – Bullet Repayment – Primary (Urban) Co-operative Banks (UCBs)	Reserve Bank of India
20-Sep	Request for comments from stakeholders on the draft rules under the Meditation Act, 2023-reg	Department of Legal Affairs

ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的な取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、インドの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 支店から現地法人に変更したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書を作成して欲しい
- ✓ 契約書をレビューして欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

編集後記

デリーの北部、ヤムナ川沿いにMajnu-Ka-Tillaという地域があります。ここは、1959年のチベット動乱以降に亡命チベット人達が居住するコロニーでありチベタンコロニーと言われます。そのため、チベット仏教の僧侶が袈裟を着てコロニーを歩いているのをよく見かけました。また、右の写真のようにコロニー内のお店の多くは、ダライ・ラマ14世の写真を飾っており、いたるところでダライ・ラマ14世を見ることができます。チベット人達にとってのチベット仏教の最高指導者としてのダライ・ラマ14世の存在の大きさを感じました。また、このコロニーには他にもネパール料理店やブータン料理店もあり観光スポットとしてもおもしろい場所だと思います。

本稿は、2023年10月16日現在の情報に基づきます。



TNY Services (India) Private Limited

Address: 101, First Floor, Bestech Business Towers, Sector 48, Sohna Road, Gurgaon (Haryana) – 122018

Email: info@tnygroup.biz

Phone: +91 74282 85229

URL: <https://india.tny-legal.com>